府　令

○内閣府令第五十六号

預金保険法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十五号）の施行に伴い、及び預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十八条の三の規定に基づき、預金保険法第五十八条の三第一項に規定する措置に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年十月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

預金保険法第五十八条の三第一項に規定する措置に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成十五年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「支払対象決済用預金（法第五十四条の二第一項に規定する支払対象決済用預金をいう。次号において同じ。）」を「支払対象預金等（法第五十四条の三第一項第一号に規定する支払対象預金等をいう。第四号において同じ。）」に、「次項において」を「以下」に、「預金に」を「預金等（法第二条第二項に規定する預金等をいう。以下この号、第三号及び第三項において同じ。）に」に、「預金の」を「預金等の」に、「以下同じ。）に」を「第三項において同じ。）に」に改め、同項第二号中「支払対象決済用預金」の下に「（法第五十四条の二第一項に規定する支払対象決済用預金をいう。）」を加え、同項に次の二号を加える。

三　機構が示す様式に従って保険事故（法第四十九条第二項に規定する保険事故をいう。）が発生した後の預金等の変動に係るデータを機構が指定する磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって作成し、又は当該データを電子情報処理組織を利用して、速やかに機構に提出することができるようにするための措置

四　預金者等（法第二条第三項に規定する預金者等をいう。次項において同じ。）に対する債権と支払対象預金等との相殺及び預金等債権の買取り（法第七十条第一項に規定する預金等債権の買取りをいう。）その他の必要な業務を円滑に行うことができるようにするための措置

第一条第二項中「（法第二条第三項に規定する預金者等をいう。以下同じ。）」を削り、「のうち、当該預金者等が当該預金口座に有する預金に係る債権の全額が」を「につき、」に、「預金口座と、当該預金口座以外の預金口座を判別するための」を「額を把握するために必要となる」に改める。

第一条第三項中「預金」を「預金等」に、「以下」を「第三項において」に改める。

附　則

この府令は、預金保険法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十四年五月十九日）から施行する。

○内閣府令第五十七号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年十月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令

貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項から第四項までの規定中「平成二十三年十月三十一日まで」を「平成二十四年三月三十一日まで」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、公布の日から施行する。

（調整規定）

2　貸金業法第十三条第三項に規定する個人顧客がこの府令による改正後の貸金業法施行規則附則第二項に規定する震災特例対象者である場合においては、平成二十四年三月三十一日までの間、貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（平成十九年内閣府令第七十九号）附則第九条の二の規定は、適用しない。

府　令・省　令

○内閣府・財務省令第三号

預金保険法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十五号）の施行に伴い、並びに預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、預金保険法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十三年十月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦
財務大臣　安住　淳

預金保険法施行規則の一部を改正する命令

預金保険法施行規則（昭和四十六年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「及び第百十八条第二項」を「、第百十八条第二項及び附則第十五条の四第五項」に改め、同条第二項中「第二十九条の三第三号」を「第二十九条の四第三号」に改める。

第二十三条の二第一項中「第六十六条第一項」の下に「（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。）」を加える。

第二十四条中「第六十七条第二項」の下に「（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。第三十七条において同じ。）」を加える。

第二十九条の四を第二十九条の五とし、第二十九条の三を第二十九条の四とし、第二十九条の二を第二十九条の三とし、第二十九条の次に次の一条を加える。

（特定回収困難債権として買取りの対象となる資産）

第二十九条の二　法第百一条の二第一項に規定する内閣府令・財務省令で定める資産は、手形に係る債権、債券に係る債権、金融機関と債務者との取引契約の違約金又は当該取引契約を実行するための手数料に係る債権その他の当該取引契約に基づく債権とする。

第三十六条第四項中「第二十九条の二から第二十九条の四まで」を「第二十九条の三から第二十九条の五まで」に、「及び第百十八条第二項及び附則第十五条の四第五項」に、「及び第百十八条第四項」を「、第百十八条第四項及び附則第十五条の四第七項」に改める。

附則第二条第一項中「機構が法附則第七条第一項」の下に「（同項第一号及び第四号を除き、法附則第十五条の五第七項において準用する場合を含む。第一号及び第七号において同じ。）」を加え、同項第二号の二中「附則第八条第一項第二号の二」を「附則第八条第一項第二号の三」に改め、同項第三号中「附則第十条の二」の下に「（法附則第十五条の五第八項において準用する場合を含む。）」を加え、「補てん」を「補塡」に改め、同項第四号中「附則第十一条第一項」の下に「（法附則第十五条の五第八項において準用する場合を含む。次項第二号において同じ。）」を加え、同項第五号中「附則第七条第一項第五号」の下に「（法附則第十五条の五第七項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第六号中「附則第七条第一項第六号」の下に「（法附則第十五条の五第七項において準用する場合を含む。）」を加える。

附則第三条の四中「附則第二条の十」を「附則第二条の十六」に改める。

附　則

この命令は、預金保険法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年十月二十九日）から施行する。